

東浦町耐震改修促進計画(案)の概要

＜改定の概要＞

計画改定の背景

2025年度現在、東浦町内の建築物の耐震化を進めている中、当初の計画策定(2020年3月)から4年が経過しました。また、2024年1月1日には能登半島地震が発生し、改めて耐震化の重要性が再認識されました。このような防災対策の進捗状況や新たな防災対策の検討内容を踏まえ、国や愛知県でも耐震化に関する計画の見直しが進められています。

そのような状況の中、計画期間の中間年(2025年度)となりましたので、進捗状況の確認を行うとともに、国の基本方針との整合性を図り、計画内容や改修目標の見直しを行います。

改定の概要

現在の計画では、住宅の耐震化率について2025年度までに「95%」とすることを目標としており、目標達成のために様々な施策を実施してまいりました。しかしながら、目標達成には至らない状況であり、地震による被害を未然に防ぐには、耐震化のさらなる促進が喫緊の課題となっています。

このような耐震化の現状等を踏まえ、耐震化の実施に関する目標に関して、現行においては、住宅について、2030年度までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消するとしているところ、改訂案においては、住宅については2035年度までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

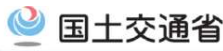
今後の耐震化の促進として、補助制度の拡充、精密診断法に基づく改修設計補助の創設、高齢者に向けた耐震化促進の強化など、様々な施策に取り組むことで耐震化率の向上を図ります。

＜耐震化の現状及び目標＞

【住宅の現状値及び目標】

	当初 2021(R3)	現状 2025(R7)	中間目標 2030(R12)	最終目標 2035(R17)
改訂計画		耐震化率 84.3%	➡ 耐震化率 95.0%	➡ 概ね解消
現行計画	耐震化率 79.5% (現状)	➡ 耐震化率 95.0% (中間目標)	➡ 概ね解消 (最終目標)	

住宅の耐震化の進捗状況と課題



○住宅の耐震化率の現状値(2023(R5)年)は約90%であり、2003(H15)年から5年毎に3～5%の伸び率で進捗。

2030(R12)年での目標達成は難しい状況。
目標: 2030(R12)年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

耐震改修促進法に基づく基本方針の見直しについて

住宅・建築物の耐震化の現状や近年の情勢等を踏まえ、耐震改修促進法に基づく基本方針※の見直しを行う。
※建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)

① 目標の見直し

○住宅に関する目標

2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消 ➡ 2035(R17)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

＜耐震化及び減災化促進の基本的な方策＞

◆促進体制、普及・啓発、情報提供

- 耐震診断・耐震改修・減災化の相談窓口の充実
- 東浦町防災マップ等の活用
- 町ホームページ及び公式LINEによる、地震災害に対する備えや耐震化及び減災化に関する情報提供
- その他普及・啓発活動(広報、ダイレクトメール、防災訓練等での耐震化及び減災化のPR活動)

◆重点的に耐震化及び減災化を進める区域の設定

- 区域の基準：緊急輸送道路沿いや防災活動拠点及びその周辺区域、狭あい道路の割合が高い区域、老朽木造建築物が密集している区域、居住誘導区域等
- 地域住民が自ら防災対策を実施することや防災力のある地域づくりへの関心を高めるための講演会や勉強会などを開催し、耐震診断や住宅改修の促進、家具の転倒防止策等を積極的に推奨します。
- ローラー作戦※(町職員などによる戸別訪問)を進めるなど、当該区域住民の地域づくりへの意識向上を図りつつ、計画的なまちづくりの展開に努めます。
※ 集中的に、耐震診断・耐震改修のPR及び申し込みを促すもの

＜耐震化促進＞

◆住宅の耐震化対策

旧耐震基準(昭和56年以前)の耐震性のない建物を、新耐震基準で改修を行う耐震化工事を促進します。

木造住宅耐震診断の評点の低いものを、耐震改修することは、工期や工事費等が多大となるため、精密診断法に基づく改修設計の推奨、低コスト耐震化工法の周知による費用負担の軽減など、耐震化促進に努めます。

◆これまで実施してきた支援制度

- 木造住宅無料耐震診断事業
- 非木造住宅耐震診断費補助事業
- 木造住宅耐震改修費補助事業
- 木造住宅等解体工事費補助事業

◆その他の対策

- 精密診断法に基づく改修設計の普及・啓発活動
- 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン普及・啓発活動
- 低コスト耐震化工法の窓口紹介などの普及・啓発活動
- 防災訓練など、地域における耐震化の取り組みの促進
- マンション関係法の改正において、耐震改修促進法の改正も行われ、耐震性不足マンションの耐震改修や再生・建替手法等に係る制度の見直し・充実

◆特定建築物等の耐震化対策

特定建築物のうち公共建築物については、優先順位を設定し耐震化を図ってきました。今後は、民間建築物の耐震化促進に努めます。

＜減災化促進＞

建築物の倒壊による圧迫死をなくすことをはじめとした建築物に関する取り組みや、その他の取り組みにより、災害による被害を最小限に抑える減災化を促進します。

特に、老朽家屋等については、空き家対策とも連携し、老朽家屋の除去、建替えを促進します。

◆住宅・建築物に関する取り組み

- 耐震シェルター等の周知
- エレベーターの安全対策の周知
- 家具の転倒防止対策の推進
- 窓ガラス・天井の落下防止対策の周知

◆その他の取り組み

- 建築物の敷地の危険性の周知
- 液化・津波の危険性の周知
- ブロック塀の除却の促進